2017年11月29日

各位

不動產投資信託証券発行者名

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号ユナイテッド・アーバン投資法人代表者名

執 行 役 員 吉 田 郁 夫 (コード番号: 8960)

資産運用会社名

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社代表者名

代表取締役社長 吉 田 郁 夫問い合わせ先

チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏 目 憲 一 TEL. 03-5402-3680

<u>丸紅株式会社による資産運用会社株主に対する株式売渡請求を行うことの決定並びに</u> 資産運用会社による当該株式売渡請求に係る承認に関するお知らせ

ユナイテッド・アーバン投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)の発行済株式の95%を保有する、丸紅株式会社(以下「本特別支配株主」(注)といいます。)において、本資産運用会社株主に対する株式売渡請求を行うことが決定され、それを受け、本日開催の本資産運用会社取締役会において、当該株式売渡請求を承認することを、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

(注) 丸紅株式会社は、本資産運用会社の発行済株式 8,500 株のうち 8,075 株を保有しており、会社法(平成 17 年法律第 86 号、その後の改正を含みます。以下同じです。) 第 179 条第 1 項に規定される特別支配株主に該当します。

記

1. 株式売渡請求の経緯

本特別支配株主は、本資産運用会社並びに本投資法人に対するスポンサーサポートを強化することを目的として、本資産運用会社の完全子会社化をめざし、本資産運用会社の発行済株式 425 株 (議決権所有割合 5.0%、以下「本売渡株式」といいます。)を保有する極東証券株式会社(以下「本売渡株主」といいます。)との間で本売渡株式の譲渡につき協議を行ってきました。

本特別支配株主においては、会社法第179条第1項に基づき、本売渡株主に対し本売渡株式を本特別支配株主に売り渡す旨の請求(以下「本売渡請求」といいます。)を行うことを決定し、本日、本資産運用会社あて通知があったものです。なお、本特別支配株主の概要、並びに本日受領した本売渡請求の内容は添付別紙の通りです。

2. 本売渡株式の対価

本売渡株式1株につき2,705,883円

3. 本売渡請求への本資産運用会社の対応方針

以下より、本資産運用会社は、本売渡請求を承認することが妥当と判断しました。

- ・本売渡請求は、会社法その他の関係法令に適合しており、その遵法性に問題ないことが確認できる こと。
- ・本売渡請求に係る本売渡株式の譲渡対価は、本資産運用会社が本特別支配株主から独立した第三者 算定機関に算定を依頼した、本売渡株式価値の価格レンジの範囲内であり、少数株主である本売渡



株主の利益を損なうものではないと判断されること。

本資産運用会社が、本特別支配株主の完全子会社となることにより、今後、本資産運用会社株主の意 思決定が迅速化し、スポンサーサポートの更なる強化が見込まれます。

4. 本売渡請求に伴う株式譲渡の日程

本特別支配株主からの売渡請求日	2017年11月29日(本日)
本資産運用会社の取締役会決議日	2017年11月29日(本日)
本特別支配株主の本売渡株式取得日	2017年12月22日(予定) (注)

⁽注) 本特別支配株主による本売渡請求通知に記載の本売渡株式の取得予定日を記載しています。

5. その他

本売渡請求による本資産運用会社の組織体制及び運用方針並びに本投資法人の業績への影響はありま せん。

以上

【添付別紙】「本特別支配株主の概要並びに本売渡請求の内容」

* 本投資法人のホームページアドレス : http://www.united-reit.co.jp



別紙

本特別支配株主の概要並びに本売渡請求の内容

1. 本特別支配株主の概要

	商号	丸紅株式会社		
	本店所在地	東京都中央区日本橋二丁目7番1号		
	代表者	代表取締役社長 國分 文也		
	資本金	262, 686 百万円 (2017 年 3 月 31 日現在)		
	大株主	(2017年3月31日現在)		
		株主名	持株比率	
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4. 93%	
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.68%	
		損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2.42%	
		(上位3名を記載しています。)		
	設立年月日 1949 年 12 月 1 日			
	主な事業内容 内外物資の輸出入及び販売業			
	本投資法人又は本資産運用会社との関係			
	資本関係	丸紅株式会社は、本資産運用会社の株式 8,075 株 (議決権所有割合 95%)		
		を所有しています。		
人的関係 本資産運用会社は、丸紅株式会社より 10 名の出向者を受け			入れています。	
	取引関係	丸紅株式会社は、本投資法人の保有物件である「駒沢コート」及び「UUR		
		コート志木」に入居するテナントです。		
		丸紅株式会社は、本資産運用会社の親会社であり、本資産運用会社の関連		
		当事者に該当するほか、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年		
	関連当事者へ	法律第 198 号、その後の改正を含みます。)に定める「利害関係人等」及		
	の該当状況	び金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号、その後の改正を		
		に定める本投資法人の「特定関係法人(本資産運用会社の親会社)」に該		
		当します。		

2. 本売渡請求の内容

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配 株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号) 該当事項はありません。
- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに 関する事項(会社法第179条の2第1項第2号、第3号) 本特別支配株主は、本売渡株主に対して本売渡株式の対価(以下「本売渡対価」といいます。) として、その有する本売渡株式1株につき2,705,883円の割合をもって金銭を割当交付します。
- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号) 該当事項はありません。
- (4)特別支配株主が本売渡株式を取得する日(会社法第179条の2第1項第5号) 2017 年 12 月 22 日
- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規 則第 33 条の 5 第 1 項第 1 号) 本特別支配株主は、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を保有しており、保 有する現預金により支払います。
- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件(会社法第 179 条の 2 第 1 項第 6 号、会社法施行規則第 33 条 の5第1項第2号)

本売渡対価は、本売渡株式の取得日以降合理的な期間内に、本特別支配株主が、本売渡株主が指 定した銀行口座に振り込みによる方法で交付されます。